

## 社会福祉法人友愛会 役員報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人友愛会（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、評議員並びに役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、別表のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長の報酬は月額をもって支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない
- (2) 常勤役員（常務理事）の報酬は月額をもって支給することとし、支給については給与規程を準用する。
- (3) 非常勤役員等については、職務に従事した都度、日額報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (4) 役員等が当法人の職員を兼ね職員給与を支給されている場合には、本規程に基づく報酬等は支給しない。

### (費用弁償)

第 3 条 非常勤役員等が職務に従事した場合は、社会福祉法人友愛会旅費規程に基づき、その実費相当額を弁償することができる。

### (報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び常務理事に対する月額報酬等の支給時期は、給与規程を準用する。
  - (2) 非常勤役員等に対する日額報酬は、原則として職務に従事した都度支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割計算)

第 5 条 月の途中で常勤役員等に就任、退任した場合、又は解任された場合は、給与規程第 11 条を準用して報酬等を支給する。

### (公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。平成19年4月1日制定の社会福祉法人友愛会役員報酬規程は廃止する。

【別 表】

役 員 等 報 酬 表

訳 職 名	支給単位	報 酬 額 (円)	備 考
理 事 長	月 額	112,000	別途通勤費支給
常務理事	月 額	給与規程準用	
評 議 員 理 事 監 事	日 額	8,000	

※ 月額報酬を支給する理事長及び常務理事は、本規程で定める日額報酬は支給しない。